

令和 5 年 5 月 1 5 日

南相馬市農業委員会
5 月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和 5 年 5 月 1 5 日(月) 午後 1 時 4 0 分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2 階会議室

1 . 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	浦 島 英 幸	出	1 1	末 芳 治	出
2	今 野 秀 幸	欠	1 2	今 村 秀 身	出
3	高 倉 裕 信	欠	1 3	若 杉 裕 二	出
4	原 田 佳 典	出	1 4	梅 村 正 敏	欠
5	佐 藤 政 志	出	1 5	塚 野 邦 好	出
6	濱 名 弘 幸	出	1 6	佐 藤 洋	出
7	志 賀 恒 夫	出	1 7	半 谷 眞知子	出
8	鈴 木 一 夫	出	1 8	今 野 由 喜	出
9	長 井 里 志	出	1 9	二 谷 純 市	出
1 0	森 秋 夫	出			

2 . 出席農地利用最適化推進委員

小高区 渡邊 隆雄

鹿島区 鈴木 清教

原町区 佐藤 光政

3 . 出席職員

事務局

局 長 増山 善樹

次 長 佐藤 俊文

主 査 林 雄司

副主査 米本 一樹

主 事 平田 幸子

農地集積課

係 長 但野 典康

主 査 遠藤 昌治

主 事 増田 涼

4 . 日 程

日程第 1	議事録署名委員の指名について	
日程第 2	諸般の報告	
日程第 3	報告第 19 号	専決処分の報告について
日程第 4	報告第 20 号	農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
日程第 5	報告第 21 号	農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の解約の通知について
日程第 6	報告第 22 号	違反転用事案の報告について
日程第 7	議案第 55 号	農用地利用集積計画の決定について
日程第 8	議案第 56 号	農用地利用規程の変更に係る意見について
日程第 9	議案第 57 号	農用地利用規程の変更に係る意見について
日程第 10	議案第 58 号	農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願出について
日程第 11	議案第 59 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
日程第 12	議案第 60 号	農地法第 3 条の規定による貸借権等設定の許可申請について
日程第 13	議案第 61 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）
日程第 14	議案第 62 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について（県許可分）
日程第 15	議案第 63 号	農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願出について（県許可分）
日程第 16	議案第 64 号	農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（市許可分）
日程第 17	議案第 65 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）
日程第 18	議案第 66 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）
日程第 19	議案第 67 号	農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（市許可分）
日程第 20	議案第 68 号	農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（県許可分）
日程第 21	議案第 69 号	現況確認証明申請について

５．会議の概要

（開会 午後１時４０分）

議 長 只今より、令和５年５月定例総会を開会いたします。それでは先ず、欠席委員について報告いたします。欠席通告者は２番委員、３番委員、１４番委員であります。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第５条により定足数に達しております。

議 長 日程第１、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第２４条第２項の規定により、議席番号７番委員、８番委員、９番委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第２、「諸般の報告」を行います。４月定例総会以降本日までの間、報告を要する特段の案件はございませんでした。

議 長 次に、日程第３、報告第１９号「専決処分の報告について」を議題といたします。専決第５号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第１９号専決第５号についてご説明いたします。議案書の３ページになります。農業経営基盤強化促進事業による所有権移転申出がございましたので、農業経営基盤強化促進法第１５条第１項に基づく南相馬市農用地利用関係調整手続規程第２条により、案件１件につき調整委員２名の指名を専決いたしました。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第４、報告第２０号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。調整委員主任の１７番委員からの報告を求めます。

１７番委員 報告第２０号についてご説明いたします。議案書の４ページになります。去る５月２日午前１０時より、南相馬市役所北庁舎２階会議室２において、出し手１名、福島県農業振興公社１名、調整委員２名、事務局１名により開催いたしました。

た。協議内容についてですが、出し手側から１０アール当たり４０万円が希望価格として提示され、調整委員からも妥当であるとの意見があり、申し出のあった農地については、１０アール当たり４０万円で公社が購入することとなりました。売買代金は１８６万６，４００円となり、公社手数料として１万８，６００円を差し引き、支払い額は１８４万７，８００円となります。この件は、議案第５５号の農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほど皆様のご審議方よろしくをお願いいたします。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等あれば発言を願います

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第５、報告第２１号「農地法第１８条第６項の賃貸借の解約の通知について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第２１号についてご説明いたします。議案書の５ページから１３ページになります。今回４９件の案件がございますが、合意による解約でありますので、県知事の許可を必要としないものとして手続しましたことをご報告いたします。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第６、報告第２２号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第２２号についてご説明をいたします。議案書の１４ページから１８ページ、整理番号１番から９番につきまして、当事者の氏名、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日は記載のとおりです。まず整理番号１番ですが、平成１１年頃に敷砂利をし、道路として使用しておりました。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したことになります。

続きまして整理番号２番ですが、平成２０年に相続した土地であります。昭

和50年頃より宅地の敷地内通路として使用しておりました。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したことになります。

続きまして整理番号3番ですが、平成24年頃に貸家に隣接している当該地を砂利敷にし、敷地内通路として整備をしました。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したことになります。

続きまして整理番号4番ですが、平成10年頃から温室、事務所、物置、資材置場等として使用してきておりました。今般、この土地を取得するにあたり土地調査を行ったところ、農地の転用許可を得ていないことが判明したことになります。

続きまして整理番号5番についてですが、昭和43年に亡き夫が土地を賃借して住宅を建築し、その際に周囲にブロック塀を設置しました。今般、土地の賃貸契約を更新するにあたり土地調査を行ったところ、転用許可を受けずに住宅敷地の一部として使用してきたことが判明したことになります。

続きまして整理番号6番ですが、昭和48年に、所有者から土地を借りて住宅を新築しました。この度、土地所有者が貸している土地について調査を行ったところ、転用許可を受けずに住宅地として使用してきたことが判明したことになります。

続きまして整理番号7番ですが、平成25年5月に亡き母が、震災による原発の除染作業員の駐車場として貸駐車場を整備しました。その後相続により土地を取得し、現在も貸駐車場として使用しているものになります。

続きまして整理番号8番ですが、平成25年5月に亡き母が、震災による原発の除染作業員の駐車場として貸駐車場を整備しました。その後相続により土地を取得し、現在も貸駐車場として使用しているものになります。

続きまして整理番号9番ですが、以前より資材置場として借りていた土地の引き渡しを求められたことから、令和元年頃より、当該農地を資材置場、駐車場として使用しております。今回、農地の転用許可を受けて、違反転用状態を是正するものになります。以上です。

議長 それでは、只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

9番委員 整理番号4番について、平成10年頃に温室、事務所等を設置していると書いてありますが、当時、土地の賃貸契約はしていたのでしょうか。

事務局 当時の賃貸契約書は添付されておりませんでしたので、こちらについては確認をしまして、情報共有させていただきたいと思います。

9番委員 ほかの案件と比べて、3,000平方メートルを超える畑で、普通であれば建

築をするには開発行為が必要な区域だと思います。ここにある温室や事務所、おそらく仮設のものだと思いますが、これだけの大掛かりな土地で農地と分らないで資材置場にした、その辺りが少し理解できないと思い質問しました。

事務局 開発が入るかどうかにについては、県の担当者及び市都市計画課の担当者に確認しましたところ、仮設のものになりますので開発行為にはあたらないという回答をいただいております。ただし、農地と分かっていて使用していたのかというのは、現地調査されている担当委員が話を聞いているかと思しますので、関連議案の報告の時に、再度回答させていただきたいと思います。

議 長 9 番委員、よろしいですか。

9 番委員 はい、大丈夫です。

議 長 その他に質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第 7、議案第 5 5 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 5 5 号についてご説明いたします。議案書の 1 9 ページから 2 1 ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するにあたりまして、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定に基づき、農業委員会に対し適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第 5 5 号について説明いたします。議案書 2 0 ページから 2 1 ページになります。所有権移転が 1 件、利用権設定が 3 件となります。所有権移転については、報告第 2 0 号に係る内容です。また利用権設定については、整理番号 1 番から 3 番が原町区一般地区における相対での契約です。なお、所有権移転の対価については、所有権移転調整会議において決定し、賃料については、双方合意の上で決定しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上で説明を終

わります。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 8、議案第 5 6 号「農用地利用規程の変更に係る意見について」を議題といたします。なお、この議案には議事参与の制限に該当する案件がありますので、農業委員会法第 3 1 条の規定により、5 番委員、7 番委員にはこの間退席を願います。暫時休議します。

（休議）

議 長 再開します。事務局からの説明を求めます

事務局 議案第 5 6 号についてご説明いたします。議案書の 2 2 ページから 2 9 ページになります。市が農用地利用規程を変更するにあたりまして、農業経営基盤強化促進法施行規則第 2 4 条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 まず本日、議案第 5 6 号及び議案第 5 7 号をご提案しております。この内容について説明申し上げます。令和 5 年 4 月に馬場西営農改善組合の農用地利用規程の変更について、同組合にて議決となりました。前回の令和 3 年 5 月にも、同じく農用地利用規程の変更について議決となっておりました。令和 3 年 5 月時点の農用地利用規程が、農業委員会に上程していないことが判明し、そごが生じるということで、今回、令和 3 年 5 月分と令和 5 年 4 月分、それぞれ議案第 5 6 号と議案第 5 7 号に分けて提案しているということでご理解をお願いいたします。まず議案第 5 6 号についてご説明をしたいと思います。2 2 ページからが議案となりますが、一部資料の訂正でございますので申し上げます。2 6 ページの規程の第 1 0 条に記載されております、数字の下のアンダーラインが不要でしたので、この下線部分を削除していただきたいと思います。それから 2 8 ページの新旧対照表になります。こちらは変更前の現況が令和 3 1 年となっております。これは元

号違いでございますので平成と直していただければと思います。さらに29ページでございますが、こちらについては営農改善組合で作成した資料になりますが、令和元年度馬場西営農改善組合通常総会議決結果とあります。これが令和元年度ではなく、令和2年度の意味であるということで、改善組合長から確認を得ております。こちらは組合の資料ですので、このまま2年度と読みかえていただければと思います。修正については以上3点でございます。それでは改めて議案第56号についてご説明をいたします。議案書の22ページから29ページになります。原町区馬場西地区において、同地区の圃場整備事業の担い手の法人化及び一時利用指定に伴い、当該地区の担い手及び経営面積に変更が生じたので、農用地利用規程の変更にあたり審議を求めるものでございます。農用地利用規程の内容につきましては25ページからになります。26ページ中の規程の第10条の担い手及び経営面積が変更となったものでございます。なお、令和3年5月分と令和5年4月分と併せて、同月内の市農業委員会にお諮りする件については、冒頭でお話しをしたとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。
 5番委員、7番委員の復席を許します。暫時休議します。

 （休議）

議 長 再開します。

議 長 次に、日程第9、議案第57号「農用地利用規程の変更に係る意見について」を議題といたします。なお、この議案には議事参与の制限に該当する案件がありますので、農業委員会法第31条の規定により、5番委員、7番委員にはこの間退席を願います。暫時休議します。

 （休議）

議 長 再開します。事務局からの説明を求めます

事務局 議案第57号についてご説明いたします。議案書の30ページから37ページ

になります。市が農用地利用規程を変更するにあたりまして、農業経営基盤強化促進法施行規則第24条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次は、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第57号についてご説明申し上げます。議案書30ページから37ページになります。こちら議案第56号と同じく、農用地利用規程の変更でありまして、内容は農地一時利用面積の変更に伴う、経営面積の変更であります。なお、議案書36ページにあります新旧対照表の中で、担い手の名称の下に変更を示すアンダーラインが入っておりますが、こちら誤りでございますので訂正をお願いしたいと思います。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

17番委員 令和7年度の目標面積が減っている担い手がいるのですが、これは誤りでしょうか。

農地集積課 こちら誤りではございません。この担い手の面積は減りますけれども、他の担い手の面積がその分増える形になっております。

議 長 17番委員、よろしいですか。

17番委員 はい、分かりました。

議 長 その他に質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。
5番委員、7番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。

議 長 次に、日程第 10、議案第 58 号「農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願出について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 58 号についてご説明いたします。議案書の 38 ページになります。3 条許可となった所有権移転の取消願が 1 件あります。申請当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。取り消しをする理由ですが、当初から売買する予定のなかった農地を確認漏れにより誤って申請してしまったため、許可の取り消しをするものです。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 11、議案第 59 号「農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。なお、この議案には議事参与の制限に該当する案件がありますので、農業委員会法第 31 条の規定により、鈴木推進委員にはこの間退席を願います。暫時休議します。

（休議）

議 長 再開します。事務局からの説明を求めます

事務局 議案第 59 号についてご説明いたします。議案書の 39 ページから 42 ページ、申請番号 1 番から 10 番について、詳細については記載のとおりです。申請番号 5 番についてですが、譲渡人が 2 日前に亡くなられたとのことで、こちらは申請取下になります。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。
鈴木推進委員の復席を許します。暫時休議します。

(休 議)

議 長 再開します。

議 長 次に、日程第 1 2、議案第 6 0 号「農地法第 3 条の規定による貸借権等設定の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 6 0 号についてご説明いたします。議案書の 4 3 ページから 4 4 ページ、申請番号 1 番から 5 番について、詳細については記載のとおりです。補足を要する案件として、申請番号 4 番及び 5 番については、議案第 6 8 号申請番号 2 番及び 3 番関連の案件であり、営農型太陽光発電設備設置のための賃借権設定の申請です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 3、議案第 6 1 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 6 1 号についてご説明をいたします。議案書の 4 5 ページ、申請番号 1 番から 3 番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。いずれの案件とも報告第 2 2 号の関連であり、違反転用の追認許可を受けるものとなっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号 1 番について、7 番委員。

7 番委員 議案第 6 1 号申請番号 1 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 1 ページになります。この案件は、報告第 2 2 号整理番号 1 番関連の案件です。申請内容は記載のとおりです。去る 5 月 1 0 日午後 1 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 次に、申請番号 2 番について、5 番委員。

5 番委員 議案第 6 1 号申請番号 2 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 2 ページです。この案件は、報告第 2 2 号整理番号 2 番の関連案件です。去る 5 月 1 0 日午前 9 時 4 5 分より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。内容は、昭和 5 0 年頃より宅地の敷地通路として使用してきており、この度、財産整理のために土地調査を行ったところ、転用許可を得ていないことが判明し、追認を受けるための転用申請となります。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願ひします。以上です。

議 長 次に、申請番号 3 番について、1 6 番委員。

1 6 番委員 議案第 6 1 号申請番号 3 番について現地調査の報告をいたします。この案件は報告第 2 2 号整理番号 3 番の関連案件であります。現地案内図は 3 ページです。去る 5 月 1 0 日午後 1 時 3 0 分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。違反転用内容は、平成 2 4 年頃から貸家に隣接している当該地を砂利敷にし、敷地内通路として使用してきたものです。この度、土地調査を行ったところ、転用許可を得ていないことが判明し、追認を受ける申請となります。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。以上であります。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 4、議案第 6 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 6 2 号についてご説明をいたします。議案書の 4 6 ページ、申請番号 1 番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。農地改良を行うための一時転用申請であり、転用期間は許可日から令和 6 年 3 月 3 1 日までとなっております。以上です。

議 長 続きまして、現地調査委員から報告を願います。申請番号 1 番について、1 1 番委員。

1 1 番委員 議案第 6 2 申請番号 1 番について現地調査報告をいたします。現在案内図は 4 ページになります。去る 5 月 1 1 日午後 2 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 1 5、議案第 6 3 号「農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願出について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 6 3 号についてご説明いたします。議案書の 4 7 ページ、申請番号 1 番について、当事者の住所、氏名、土地の表示、取消願出をする理由については記載のとおりです。資材置場として使用する目的で、令和 5 年 3 月 3 0 日付けで転用許可を受けましたが、一旦は近隣住民からの了解を得たものの、運搬車両による粉塵や交通の安全等の理由により、事業反対の声が上がりました。その後、近隣住民からの了解を得られなかったことから、事業を断念し転用許可を取り消すものです。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 16、議案第 64 号「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 64 号についてご説明いたします。議案書の 48 ページから 50 ページ、申請番号 1 番から 3 番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。事業計画変更に係る事由ですが、申請番号 1 番については、一般住宅、従業員宿舎、駐車場、通路を整備する目的で平成 28 年 7 月に転用許可を受け、一般住宅、通路は完成しています。火力発電所の保守作業の事務所を経営していましたが、作業量が減少したこと等により、当初計画していた宿舎を建てる必要がなくなりました。今般、複数台の車両を保有する周辺住民から貸駐車場の需要があることから、事業計画を変更するものです。

 続きまして申請番号 2 番については、一般住宅、事務所兼倉庫、駐車場を整備する目的で平成 15 年 1 月に転用許可を受け、その後平成 24 年 11 月に一部の事業計画を変更しました。当初計画は住宅を建築する予定でしたが、家庭内の諸事情により事業を断念したことから、承継者が一般住宅、駐車場を整備するため、事業計画を変更するものです。

 続きまして申請番号 3 番については、居宅兼店舗倉庫として使用する目的で平成 12 年 11 月に転用許可を受けましたが、許可後に申請人が体調不良となり、店舗営業が困難となり、事業を断念しました。今般、息子と娘の住宅を建築する必要があることから、事業計画を変更するものです。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号 1 番について、5 番委員。

5 番委員 議案第 64 号申請番号 1 番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は 5 ページです。事業計画変更の申請内容は記載のとおりです。去る 5 月 10 日午前 8 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しま

した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いします。以上です。

議 長 次に、申請番号２番について、現地調査委員の２番委員が欠席のため、事務局からの報告をお願いします。

事務局 議案第６４号申請番号２番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は６ページです。所在から申請事由は記載のとおりです。この案件は議案第６５号申請番号１番関連の案件です。平成１５年１月１６日に転用許可を得ていますが、２０年以上事業を行っていなかった理由を経過報告書として添付してあります。本案件が違反転用事業でないことを改めて確認するとともに、計画報告書の内容も正当性があると判断しました。去る５月１２日午前１１時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。以上、現地調査委員からの報告となります。

議 長 次に、申請番号３番について、現地調査委員の３番委員が欠席のため、事務局からの報告をお願いします。

事務局 議案第６４号申請番号３番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は７ページです。所在から申請事由までは記載のとおりです。去る５月９日午後６時１５分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の現地調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに、許可基準を満たしていると判断いたしました。以上、現地調査委員からの報告となります。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第１７、議案第６５号「農地法第５条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 6 5 号についてご説明いたします。議案書の 5 1 ページから 5 3 ページ、申請番号 1 番から 7 番について。土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足としまして、申請番号 1 番については、議案第 6 4 号申請番号 2 番関連の案件です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号 1 番について、現地調査委員の 2 番委員が欠席のため、事務局からの報告をお願いします。

事務局 議案第 6 5 号申請番号 1 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 6 ページです。所在から申請事由までは記載のとおりです。この案件は議案第 6 4 号申請番号 2 番関連の案件です。去る 5 月 1 2 日午前 1 1 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに、許可基準を満たしていると判断いたしました。以上現地調査委員からの報告となります。

議 長 次に、申請番号 2 番について、8 番委員。

8 番委員 議案第 6 5 号申請番号 2 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 8 ページになります。去る 5 月 1 1 日、午後 2 時より、代理人行政書士立ち会いのもとに現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号 3 番、4 番について、1 6 番委員。

1 6 番委員 議案第 6 5 号申請番号 3 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 9 ページです。去る 5 月 1 0 日午後 2 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。申請事由は記載のとおりであります。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 6 5 号申請番号 4 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 1 0 ページです。去る 5 月 1 0 日午後 1 時 3 0 分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。申請事由は記載のとおりであります。調査の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状

況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上であります。

議 長 次に、申請番号 5 番について、現地調査委員の 3 番委員が欠席のため、事務局からの報告をお願いします。

事務局 議案第 6 5 号申請番号 5 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 11 ページです。所在から申請事由までは記載のとおりです。去る 5 月 9 日午後 6 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに、許可基準を満たしていると判断いたしました。以上、現地調査委員からの報告となります。

議 長 次に、申請番号 6 番について、7 番委員。

7 番委員 議案第 6 5 号申請番号 6 番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は 1 ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る 5 月 10 日午後 1 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号 7 番について、17 番委員。

17 番委員 議案第 6 5 号申請番号 7 番についての調査報告をいたします。現地案内図は 12 ページです。去る 5 月 10 日午後 5 時頃から、代理人である行政書士立ち会いのもと、現地の確認調査を行いました。調査の結果、第一種農地ではありますが、集落接統事業であるという観点から、立地基準、一般基準とも満たしており、何ら問題ないと判断してまいりました。皆様のご審議方よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 18、議案第 66 号「農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 66 号についてご説明いたします。議案書の 54 ページ、申請番号 1 番から 3 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件としまして、申請番号 1 番については、報告第 22 号整理番号 4 番の追認を得るための案件です。続きまして、申請番号 3 番については、第 2 種農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請です。以上です。

議 長 続きまして、現地調査委員から報告を願います。先ず、申請番号 1 番について、5 番委員。

5 番委員 議案第 66 号申請番号 1 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 13 ページになります。この案件は報告第 22 号整理番号 4 番関連です。申請内容は、温室、事務所、物置、資材置場について、違反転用になっていることが判明し、追認を受けるものになります。去る 5 月 10 日午前 9 時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願い申し上げます。以上です。

議 長 次に、申請番号 2 番、3 番について、現地調査委員の 3 番委員が欠席のため、事務局からの報告を願います。

事務局 議案第 66 号申請番号 2 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 13 ページです。所在から申請事由までは記載のとおりです。去る 5 月 10 日午前 10 時 30 分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに、許可基準を満たしていると判断いたしました。

続きまして、議案第 66 号申請番号 3 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 14 ページです。所在から申請事由までは記載のとおりです。去る 5 月 11 日午後 0 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしていると判断いたしました。以上、現地調査委員からの報告となります。

議 長 暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。違反転用報告時に 9 番委員から質問のありました件について、回答願います。

5 番委員 温室を建築し、その後事業を拡大したことにより、事務所、物置、資材置場を増築したため、農地であることが分からなかったものです。

議 長 9 番委員、よろしいですか。

9 番委員 はい、分かりました。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 19、議案第 67 号「農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について(市許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 67 号についてご説明いたします。議案書の 55 ページから 56 ページ、申請番号 1 番から 5 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号 2 番から 5 番については、報告第 22 号整理番号 5 番から 8 番の追認を得るための案件です。続きまして申請番号 4 番及び 5 番については、議案第 67 号申請番号 4 番及び 5 番関連の案件です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。先ず、申請番号 1 番について、6 番委員。

6 番委員 議案 67 号申請番号 1 番について報告いたします。現地案内図は 15 ページとなります。申請内容は記載のとおりです。去る 5 月 12 日午前 10 時 50 分頃よ

り、設定人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査項目に基づき調査した結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 次に、申請番号 2 番、4 番、5 番について、16 番委員。

16 番委員 議案第 67 号申請番号 2 番について現地調査の報告をいたします。この案件は報告 22 号整理番号 6 番関連であります。現地案内図は 16 ページです。去る 5 月 10 日午前 10 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。違反転用の内容は、昭和 43 年に土地を借り住宅を建築し、周囲にブロック塀を設置しまして、この度、土地の賃貸契約を更新するにあたり土地調査を行ったところ、ブロック塀内の一部土地が転用許可を受けてない土地であることが判明いたしました。このことにより追認を受ける転用申請になります。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準とも許可基準を満たしていると判断いたしました。

続きまして、議案第 67 号申請番号 4 番について、現地調査の報告をいたします。この案件は報告第 22 号整理番号 7 番、議案第 67 号申請番号 5 番関連案件であります。現地案内図は 18 ページです。去る 5 月 12 日午前 8 時 30 分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。違反転用内容は、平成 25 年 5 月に原発の除染作業員の貸駐車場として整備してきてまして、現在も貸駐車場として使用しております。この度、相続手続をしたところ、転用許可を受けていないことが判明いたしました。このことから追認を受ける転用申請になります。貸駐車場敷地として、議案第 67 号申請番号 5 番と一体として利用する申請であります。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしていると判断いたしました。

続きまして、議案第 67 号申請番号 5 番について調査の報告をいたします。この案件は報告第 22 号整理番号 8 番、議案第 67 号申請番号 4 番関連案件であります。現地案内図は 18 ページです。去る 5 月 12 日午前 8 時 30 分頃より、議案第 67 号申請番号 4 番と同じ時間に、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。これも平成 25 年 5 月の原発の除染作業員の貸駐車場として整備して、現在も貸駐車場として使用しております。この度、相続手続をしたところ、転用許可を受けていないことが判明したものです。なぜ二つに分かれているかというと、親からの遺産相続で二人に分けられたということで、今回二つに分けて申請したということです。調査書の調査項目に基づきまして、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準

ともに許可基準を満たしていると判断いたしました。面積が広いのになぜ農地転用しないで転用できたのか疑問だったのですが、その当時の除染作業者の駐車場が足りずバタバタした時期で、こういう状況になったのかなと思いました。以上であります。

議 長 次は、申請番号3番について、7番委員。

7番委員 議案第67号申請番号3番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は17ページになります。この件は、報告第22号整理番号6番関連案件です。申請内容は記載のとおりです。去る5月11日午後1時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第20、議案第68号「農地法第5条の規定による貸借権等設定の許可申請について(県許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第68号についてご説明いたします。議案書の57ページ、申請番号1番から3番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件としまして、申請番号1番については、報告第22号整理番号9番の追認を得るための案件です。申請番号2番及び3番については、営農型太陽光発電設備設置のための転用申請であり、議案第60号申請番号4番及び5番関連の案件です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。先ず、申請番号1番について、8番委員。

8番委員 議案第68号申請番号1番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は19ページになります。この案件は報告第22号整理番号9番関連の案件で

す。去る５月１１日午前１１時頃より、代理人行政書士立ち会いのもとに現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号２番、３番について、現地調査委員を代表しまして、５番委員から報告をお願いします。

５番委員 議案６８号申請番号２番について現地調査の報告をいたします。この案件は議案第６０号申請番号４番の関連案件です。現地案内図は２０ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る５月１０日午後６時頃より、被設定人立ち会いのもと、３番委員と私の２名で現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、事業計画内容の確認及び現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

 続きまして、議案第６８号申請番号３番について現地調査の結果を報告いたします。この案件は、議案第６０号申請番号５番との関連案件です。現地案内図は２０ページです。申請内容は記載のとおりです。去る５月１０日午後６時頃より、被設定人立ち会いのもと、３番委員と私の２名で現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、事業計画内容の確認及び現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

１５番委員 申請番号２番についてお聞きします。営農型太陽光発電設備の導入についてですが、パネル下に百目柿を植えるということですが、柿を植えてから収穫するまで、太陽光の年数と同等くらいだと思います。実が生って販売するまで。そういうのはパネル下部の作物として少しどうかと思います。その辺り事務局のほうでどうお考えになりますか。

議 長 事務局の説明をお願いします。

事務局 営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書というものがあまして、それには７年目から収穫ができるという記載がございます。

１５番委員 太陽光発電の契約が解除されるのは何年くらいになりますか。１０年とか２０

年の契約と思いますが。

事務局 10年ということで、今回申請されております。

15番委員 そうすると3年しか収穫できないということですが、実が販売できるまでの間
が少し長過ぎるような気がします。柿では7年かかるわけです。太陽光が10年
だから、3年しかないということは、ほとんど収穫できないと同じような感じだ
と思いますが。

事務局 この事業者は、以前にも百目柿で申請している実績がございます。収穫につい
ては詳しく分からないのですが。

議 長 補足説明のある者がいれば発言を願います。

事務局 15番委員のおっしゃる通りで、10年のうち、順調に育って7年、苗木がど
の程度のものから始めるかも知るでしょうけれども、7年から8年くらいで柿が
実り、あと2年の許可期限しかないということなので、更新するしかありません。
10年を迎える時に更新して、おそらくこれまでも柿の栽培を同じように営農型
でされてきたという実績もありましたから、様子を見ながら、今回さらに増やす
ということだと思います。推移を見守りながらいろいろな作物にトライされて、
私からすればモデル地区みたいな格好もありますので、そういったところに尽
きるのだと思います。

15番委員 そうすると木だから育ちます。10年間で大きく太くなります。契約解除した
場合には、撤去して更地にして土地を返すということを前提として考えていると
思うのですが、ここの地目が田です。木を撤去するとなると、要するに原状復旧
が難しくなるような気がします。木は太くなり、根も除去するとなると、元の状
態に戻らないような気がします。木を何本植えるか分かりませんが、結構な本数
植えると思います。その辺りはどう見えていますか。

事務局 果樹については農地に植えて良いものになります。ですので、果樹を植えた状
態でもパネルを撤去すれば、農地に復元したとみなされることになります。

議 長 15番委員、よろしいですか。

15番委員 はい、分かりました。

18番委員 15番委員の質問と関連することですが、まず柿を許可した実績があるということですが、それはいつで、現状どのくらいまで木が育っているのか、また収穫の実績はあるのかを確認していただきたいです。なぜかという、パネルを設置するときのパネル高、これが7年経った時、柿の木の高さが普通に育てれば2メートルか3メートルにはなるはずですが。そういうところを、許可して今やっているのであれば、どういう形になっているのか。私としては、今回の案件については、そういういろいろな事由がありますので、一旦保留にして、現地調査をした上で、または事務局が再度調査した上で、再度判断をすべきかと。このように考えます。以上です。

7番委員 今の太陽光パネルの件ですが、この会社は酪農をやっており、太陽光パネルもたくさんやっています。その中で、牧草で全部やっていたのですけれども、先に一回柿をやって7年くらいなのか、木は太陽光パネルに触るか触らないかです。収穫はしているかどうかは分かりません。おそらく柿でも、このように生るのだろう、というようなことで始まったのかと思います。以上です。

議長 それでは今の問題ですが、一旦農地専門委員長と話をし、現地確認を行っていただこうと、農地専門委員長いかがですか。

委員長 はい、よろしいと思います。私も見たいと思いますので、今皆さんが不安に思っていますから、一応その辺を見て、報告されたほうがよろしいかと思います。

議長 それでは、農地専門委員長と事務局と調整し合って、農地専門委員会で一度現地を視察ということで、考えております。事務局方、農地専門委員長と相談の上、現地案内をよろしくお願いいたします。

議長 先ほど18番委員から、申請番号2番について保留とのご意見がありましたが、扱いはいかがなさいますか。許可相当としてよろしいですか。

15番委員 これは、やはり皆で見たいと思います。私も見たいと思いますし、どういうやり方をするのか、許可保留とした方がいいと思います。

議長 それでは18番委員及び15番委員から意見がありましたので、申請番号2番、百目柿の方は継続審議といたします。

議長 その他に質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、申請番号２番を除いて、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第２１、議案第６９号「現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第６９号についてご説明をいたします。当日配付議案書の１ページから２ページになります。土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。不耕作等により、非農地化したことに対する証明申請であり、申請のあった農地全てを非農地と判定いたしました。詳細につきましては、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告をよろしく願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員を代表しまして、４番委員から報告をお願いします。

４番委員 議案第６９号の現況確認申請について、現地調査の報告をいたします。去る５月８日午後１時３０分頃より、１６番委員及び私、農地利用最適化推進委員１名、事務局職員１名の計４名で現地調査を行いました。まず、申請番号１番ですが、現地案内図は２１ページになります。当該地は面積が狭小かつ隣接する農地とは段差があるため一体的利用が困難であり、水路より低い位置にあるため水はけが悪く、畑としての活用もできにくく、営農の用途としては利用できる状況ではないため、非農地と判定いたしました。

 続きまして、申請番号２番ですが、現地案内図は２２ページになります。当該地は山林に囲まれた日当たりの悪い土地であり、災害で進入路が崩壊しており、機械の搬入ができない状況であり、再生は困難な状況であることから、非農地と判定いたしました。

 続きまして、申請番号３番ですが、現地案内図は２３ページになります。申請された土地は６箇所点に点在しております。１箇所目は、狭小地で隣接する農地もなく、一体利用ができず、営農の用途として利用できないため、非農地と判定いたしました。２箇所目、３箇所目は、圃場への農道になっており、４箇所目は、狭小地にポンプ小屋が建てられておりました。５箇所目は、傾斜地法面となっており、営農の用途としては利用できる状態ではなかったため、非農地と判定いたしました。６箇所目は、３０年前の河川工事で分断された土地で、笹竹が繁茂しており、農地としての再生は困難な状況であることから、非農地と判定いたしました。

続きまして、申請番号４番ですが、現地案内図は２４ページになります。当該地は帰還困難区域で立入不可能であり、現地調査をしておりませんが、航空写真で見る限り、既に森林化している状況ですので、非農地と判定いたしました。

続きまして、申請番号５番ですが、現地案内図は２５ページになります。当該地は土砂崩れにより道路が寸断されており、立入できない状況でしたので、現地調査をしておりません。航空写真で見る限り、既に森林化しておりますので、非農地と判定いたしました。以上５件について皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 以上で、本日予定いたしました報告４件及び議案１５件、合わせて１９件の審議を全て終了いたしました。これをもちまして、本日の５月定例総会を閉会いたします。各委員の皆様、大変、お疲れ様でした。

（閉会 午後３時１８分）

南相馬市農業委員会会議規則第２４条第１項及び第２項の規定により署名する。

令和５年６月１５日

議事録署名人（７番・シガ ツネオ）

議事録署名人（８番・スズキ カズオ）

議事録署名人（９番・ナガイ サトシ）
